

公 表 第 7 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市教育委員会委員長及び久留米市企業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年3月31日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成25年度

部局名：環境部

指摘事項等			措置状況
指摘事項	財務監査	市税外収入事務 行政財産使用料の収入事務において、規則等に定められた事前の調定手続が行われていないものがある。	直ちに収入更正処理をいたしました。
意見	事務監査	<p>くるめかんきょうカレッジは、市民・事業者が環境問題についての理解と関心を深めることで地域や企業において主体的かつ積極的に、環境に配慮した取組を進めることができる環境教育のリーダーを育成することを目的として設置され、官学協働による講座等が実施されている。</p> <p>しかし、市民がより興味を持てるようなテーマを選定し、知名度のある講師を招くなど、受講を促進するための工夫はなされているが、受講者へのフォローアップなどは行われていない。</p> <p>地域や企業の環境教育のリーダー育成という事業目的の実現を図るためには、受講後のモニタリングなどによって状況を的確に把握し、事業効果の分析・検証に基づく見直しや対策に取り組むことが望まれる。</p>	<p>「くるめかんきょうカレッジ」は、市民一人ひとりが主体的かつ積極的に環境に配慮した行動に取り組んでいくことを目的としており、平成23、24年度については、環境問題に興味を持ち知識を深めていただくため、講演形式の講座を実施してまいりました。</p> <p>平成25年度からは、次の段階として、環境問題に興味を持った方が環境教育のリーダーとして、地域や企業における環境教室や環境学習会の講師として活動する「地域環境サポーター」の養成を目指して事業を実施しております。</p> <p>受講者が環境サポーターとして自立して活動していくために、受講後一年間はサークル活動の場の提供やサークル運営のアドバイス等の支援も行い、また、その後についてもフォローアップや事業目的の実現のための必要な支援を行ってまいります。</p>
意見	財務監査	任意団体等事務 任意団体である福岡県清掃協議会筑後圏支部に関する事務において、分担金等の収入より多い繰越金の発生が数年続いているので、団体の活動内容、収支計画など、より適正な運営のあり方について検討されたい。また、会計担当者と通帳印の管理者を分けるなど金銭管理リスクの改善を図られたい。	余剰な繰越金の発生がないよう事業計画を見直すよう指示し、指示を反映した事業計画が策定されました。また、通帳口座名義人を変更し、会計担当者と通帳印の管理者を分けさせることで、金銭管理リスクが改善されました。